

「こども110番の家」協力家庭にご登録お願いいたします —かけがえのない子どもたちのために—

1 ご協力いただく内容は

区内小中学校の通学路や遊び場周辺にお住まいで、在宅機会の多い家庭や商店の方々に、「こども110番の家」のステッカーを掲示していただき、子どもたちが身の危険を感じたときに、一時的な避難場所となっていただくもので、次のような活動をお願いしています。

2 ステッカー・プレートの掲示

ステッカー・プレートは、道路に面した門、玄関、扉（自動扉）など、子どもたちからよく見える場所へ掲示願います。子どもたちの目線に合わせ、1～1.5mくらいの高さに掲示してください。

3 子どもが駆け込んできたときは

- ① 子どもが駆け込んできたときは、落ち着かせ事情を詳しく聞いてください。
- ② 事件、事故等の可能性がある場合には、110番通報してください。
- ③ 子どもの自宅か学校に連絡し、引き取りを依頼してください。1人では帰さないようお願いいたします。
- ④ 子どもを引き渡した後、子ども若者課（下記の問い合わせ先）までご連絡ください。（夜間・休日等の場合は翌日以降で結構です。）

4 ご不在となるときは

この活動は、地域の大人たちに、日常できる範囲で子どもたちを見守っていただくというものです。ご不在となるときに、特別の対応は必要ありません。

5 引越しなどで110番の家を続けることができなくなったときは

下記担当までご連絡ください。協力家庭の登録から削除させていただきます。プレート・ステッカーは、お手数ですがご自身で処分をお願いします。

6 見舞金制度を設けています

万一、協力家庭の方などが危害を受けたときのために、区では見舞金制度を設けています。

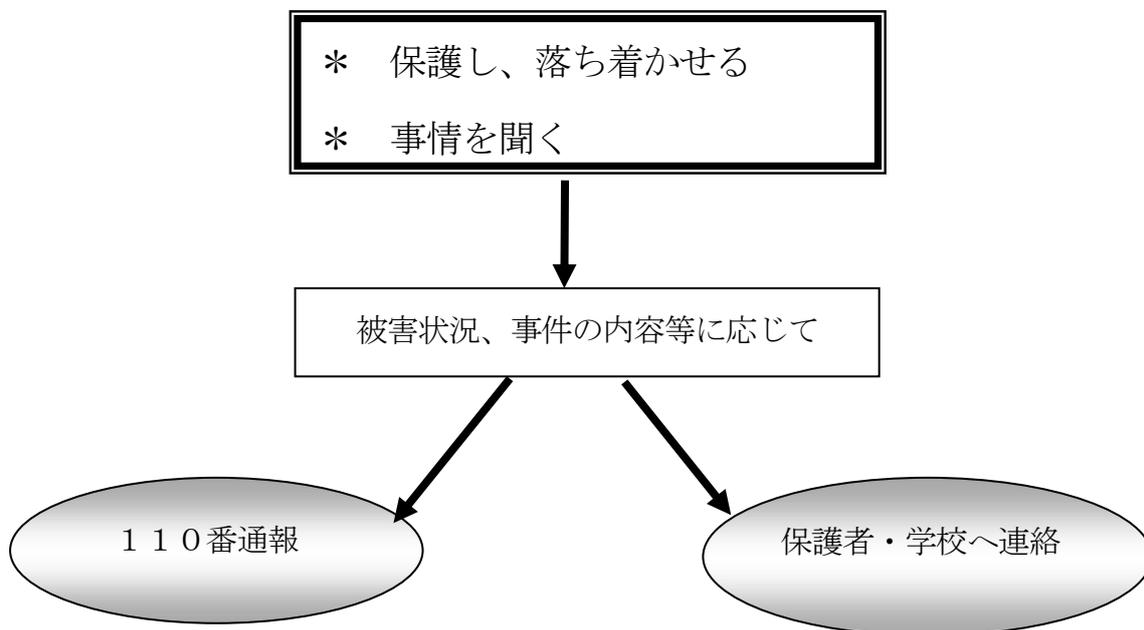
見舞金の種類	内 容
死亡	1名につき1,000万円
後遺障害見舞金	1障害につき30万から1,000万円まで
入院見舞金	1名につき5万円
通院見舞金	1名につき1万円
建物・収容動産損壊	1軒につき3万円（車、バイクなどは除きます。）まで

問い合わせ先 目黒区子ども若者部子ども若者課子ども若者施策推進係

TEL 5722-8723(直通)またはTEL 3715-1111(代表)内線2769

(令和7年4月版)

子どもが駆け込んで来たら

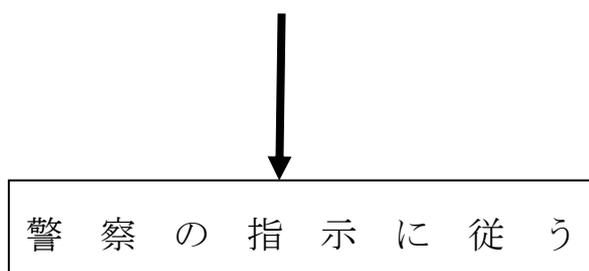


警察に伝えること

- (1) 事件の内容 (ストーカー・痴漢・傷害等)
- (2) 発生した時間と場所
- (3) 被害を受けた子どもの氏名、住所
- (4) 被害状況 (ケガの有無等)
※ケガの程度により、119番通報
- (5) 犯人の情報 (服装、年齢、人相、身体的特徴等)
- (6) ご自身の氏名、住所、電話番号

保護者及び学校に伝えること

- (1) 事件の内容 (ストーカー・痴漢・傷害等)
- (2) 発生した時間と場所
- (3) 被害を受けた子どもの氏名、住所
- (4) 被害状況 (ケガの有無等)
※ケガの程度により、119番通報
- (5) 犯人の情報 (服装、年齢、人相、身体的特徴等)
- (6) ご自身の氏名、住所、電話番号
- (7) 迎への依頼



子どもを引き渡したら下記までご連絡ください
目黒区子ども若者部子ども若者課子ども若者施策推進係
TEL 5722-8723